【農地法第３条許可申請書の添付書類】（○：必要書類、△：内容により必要となる書類）

譲受人の状況や権利の移転・設定の内容により申請書の記載方法や添付書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

譲受人 ＼ 添付書類	個人	農地所有適格法人	学校法人、医療法人、社会福祉法人等	一般の法人
① 申請地付近の見取図（申請地は赤で囲んでください）	○	○	○	○
② 誓約書	○	○	○	○
③ 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙１）	○	○	○	○
④ 譲受人の世帯全員の住民票（原本で３か月以内のもの）※譲受人が市外住民の場合	○			
⑤ 農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙２）		○		
⑥ 法人の登記事項証明書（原本で３か月以内のもの）		△	△	△
⑦ 定款もしくは寄付行為の写し（原本証明の記載があるもの）		○	○	○
⑧ 取得理由書			○	
⑨ 許可書送付用の封筒各１通 （※１）（譲受人、譲渡人それぞれの住所、宛名を記入のうえ、１１０円切手を貼付したもの）	△	△	△	△
⑩ 契約書の写し（賃貸借権または使用貸借権の設定の場合（※２））	△	△	△	○
⑪ 申請する土地の登記事項証明書（全部事項証明書の原本で３か月以内のもの）	△	△	△	△
⑫ 字図（法務局又は資産税課備付の公図写し コピー可）	△	△	△	△
⑬ 組合員名簿または株主名簿の写し（農事組合法人または株式会社の場合）		○		
⑭ 認定発展計画の写し（譲渡人が認定経営発展法人の場合）	△	△	△	△
⑮委任状（※３）	△	△	△	△

※１　許可書の郵送を希望される場合は添付してください。

※２　解除条件付きの貸借の場合は、契約書にその旨の記載があるもの。

※３　代理人が申請及び許可書の受取を行う場合は委任状が必要です。

注）上記の添付書類のほか、以下の書類の添付が必要となる場合があります。

- 営農計画書：新規に本市で農業を始める場合や、農業委員会が必要と認める場合
- 確約書、品目別収益表：解除条件付き貸借の場合
- 固定資産税課税台帳兼名寄帳：一括贈与または経営移譲等の場合
- 住民票又は戸籍附票：申請する土地の登記事項証明書に記載された譲渡人の住所が、現住所と異なる場合
- その他参考となるべき書類